## 学校で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により出席停止の措置 をとることができます。医師の許可があるまで自宅で療養してください。

出席停止期間の基準は次のとおりで、登校するときは必ず担当医の証明をいただいて持参させてください。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米 出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白 髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、 中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め
	髄膜炎菌性髄膜炎	るまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め るまで

- 注)・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
  - ・群馬県は、第三種その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など)は、出席停止感染症に 指定していません。

## 担当医 様

お忙しいところ申し	訳ございませんが、	下記へのご記入をお願い	ハいたしまっ	士
			/ 'V '/     / a   '	4

## 治癒 証 明

群馬	目士	合区	古	华兴	松毛	様
石手ぶつり	元 V.	品皿		$\overrightarrow{+}$	1"X"T <del>X"</del>	राजर

<b>馬県  山島  岡島  寺子</b> 校	大 惊				
			<u>£</u>	年 組 氏名	
上記の生徒は(				)が治癒したので、登校可能と認めます。	
出席停止期間	月	日 ~	月	<u> </u>	

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 印